

ワンストップ特例申請書の提出について

1 ワンストップ特例申請の対象となる方

ワンストップ特例制度を利用するには、次の2つの条件を満たす必要があります。

①寄附（ふるさと納税）先の自治体数が5自治体以下であること。

※6自治体以上になった場合、ワンストップ特例申請は無効となります。

②確定申告が不要であること。

※ワンストップ特例申請書の提出後に確定申告をした場合、確定申告の内容が優先されます。

2 手続き（ワンストップ特例制度適用まで）の流れ

①別紙申請書に必要な事項を記入、押印、必要書類を添付して、船橋市まで送付してください。

②船橋市が受理したのち、受理日を記載した受付書を郵送します。

③船橋市から住所地の自治体に対し、特例申請の内容について通知します。

④住所地の住民税担当部署において控除の手続きを行います。

3 添付資料

以下の①と②をそれぞれ1点ずつ（合計2点）を添付してください。

①本人確認書類（以下のいずれか1点）の写し

個人番号カード表面（住所・氏名・顔写真が記載された面）、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 など顔写真入りの官公庁発行の証明書

※上記の本人確認書類の用意が困難である場合は、「公的医療保険の被保険者証」、「年金手帳」、「児童扶養手当証書」、「特別児童扶養手当証書」のいずれか2つ

②個人番号確認書類（以下のいずれか1点）の写し

個人番号カード裏面（個人番号・氏名・生年月日が記載された面）、個人番号記載の住民票、有効な通知カード（※住所・氏名・性別・生年月日すべてが住民票に記載の事項と一致しているもの）

※通知カードについては、令和2年5月25日をもって、廃止となっており、通知カードに記載された住所・氏名・性別・生年月日すべてが住民票に記載の事項と一致している場合のみ、「有効な通知カード」として、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。

4 送付期限

寄附した年の翌年1月10日まで（必着）

5 送付先

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市役所 商工振興課 ふるさと納税担当 あて

6 留意事項

- ・住所は住民登録地（住民票を置いているところ）を記載してください。
- ・申請書提出後に住所が変更になった場合は、別途届け出が必要となりますのでご連絡ください。（船橋市から送付した申請書には寄附申込時の情報を印刷してあります。）

【お問い合わせ先】

船橋市経済部商工振興課 ふるさと納税担当

電話：047-436-2461

FAX：047-436-2466

Mail：furusato@city.funabashi.lg.jp

記入例

個人番号（マイナンバー・12桁）を記入してください

令和 年 寄附分 市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書
令和 年 月 日 船橋市長 松戸 徹 あて	整理番号
住所 申請日を記入してください 船橋市湊町2-10-25	フリガナ フナハシ 知
	氏名 船橋 太郎
	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
電話番号 047-436-2461	性別 男 女
	生年月日 平 昭 5. 1. 1

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 元年 5月 1日	金 10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務が

確定申告をしない方は必ずチェックをしてください。
（確定申告をする方はワンストップ特例制度をご利用になれません。）

寄附金に係
たものとみ

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

寄附先の自治体数が、年間で5自治体以内場合、チェックをしてください。
（5自治体を上回った場合、確定申告が必要です。）